

身寄り問題を考える

制度に困られないために—地域で支える新たなしくみを考える—

近年、「身寄りが無い」「もしものときに頼れる人が周りにいない」、いわゆる身寄り問題が全国的に注目されています。大阪府社協は大阪府、マッセオS.A.K.A.と共催で、2月26日「身寄り問題を考えるセミナー」を開催しました。パネリストは、地域包括支援センター、そして身寄り問題について身近に考えている一般市民が登壇。会場の参加者とともに、困ったときに助けあえる地域のしくみや公的支援について、一緒に考える機会となりました。

●誰にでも起こりうる問題

身寄り問題は、頼れる身寄りが無いひとり暮らし高齢者だけの問題ではありません。単身世帯の増加により、2050年には全世帯のうち44.3%が単身世帯となる見込みです。また、身寄りがいても頼りたくない、遠方にするためすぐには頼れないという人もいます。

パネリストである一般市民からは、「地域でのボランティア活動中、死後のことについて相談を受けることがある。先日配偶者を看取り、ひとり暮らしとなった自分はこれからどうすべきなのか考えるようになった」「知的障がいのある子どもがおり、障がいのある人と家族の当事者組織に所属している。『自分がいなくなった後、残された子どもはどうなるのか』と考えるようになり、会員からも同様の声があがっ

ている」と話がありました。身寄り問題は、誰にでも起こりうる身近な問題なのです。

●身寄りのない人は「困らされている」

身寄りのない人が直面している課題のひとつに、保証人問題があります。保証人に求められる役割は、金銭面の手続きをはじめ、緊急連絡先、治療・支援方針の確認、退院後の生活調整、さらには死後の手続きなど、多岐にわたります。これらは従来、家族や親族に期待されていた役割ともいえます。

保証人は法律で定められたしくみではなく、保証人がいないことを理由に入院・入所を断ることは法令違反であると国が通知しています。しかし、実際には受入側が慣習として「契約時には身元保証人が必要」と考えているため、入院や施設入所を断られるケースが発生しています。

日本は頼れる身寄りや身元保証人がいることを前提としたシステムになっており、コーディネーターの同志社大学 永田 祐教授は「身寄り問題は、現状に対応できていない制度の問題。身寄りのない人は困っているというより、制度に困らされている」と話します。

身寄りのない人が亡くなり、引き取り手がいない、もしくは家族・親族と連絡がつかない場合、行政の責任で埋葬されます。しかし、行政が行うのはあくまで「最低限の対応」です。お墓や葬儀会社の契約など、死後の準備をしていたとしても、その準備を発見者や行政職員が知るすべがなければ、本人の希望が叶わなくなる可能性があります。

生前多くの人とつながりを持ち、本人が思い描いていた最期のかたちがあったとしても、死後その思いが周りに伝わらず、死の尊厳が守られないことになる問題が浮上しているのです。

●現状の支援制度 ～成年後見制度～

成年後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。成年後見人等には社会福祉士や弁護士などの専門職のほか、親族や養成講座を修了した市民が活動しています。後見人等は本人の代理で金銭管理や契約手続きなどを行うことができますが、保証人問題の多くが本制度で解消されません。一方、「制度を利用する必要がなくなった後も本人の判断能力が回復しない限り続いてしまう」「必要な範囲を超えて本人の自己決定が制限される場合がある」などの課題が指摘されています。

令和8年1月、国の法制審議会民法（成年後見等関係）部会は成年後見制度の見直しに向けた要綱等をまとめました。今後は必要な時に利用し、必要がなくなった場合には利用を取り消すことができる、「終わる」ことができる制度として再設計される予定です。大阪弁護士会 弁護士 青木 佳史さんは、「市民後見人は身近な『市民』の立場で活動をしてこられた。制度が見直された後も、引き続き地域における権利擁護の担い手として協力してほしい」と期待を寄せています。

●一人ひとりができる準備

「もしものときに自分の思いを周囲に伝えられるよう、一人ひとりが準備しておくことも大切です。東大阪市にある地域包括支援センター 向日葵では、緊急搬送時の備えとして、緊急連絡先や医療情報などを記載した緊急連絡カードを作成しています。また、人生会議（APPC）について各地域で講演しています。主任介護支援専門員の山田 美代子さんは「縁起でもない話だと敬遠されることもありますが、本当に必要な時には話じつらいため、元気な時にこそ話しておくべき」と語ります。

●身寄りがなくても安心して暮らせる地域に

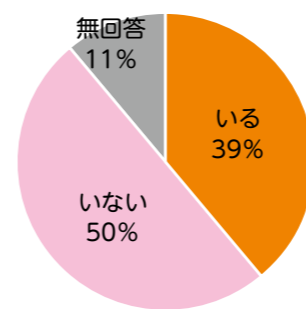
国は、「金銭管理等を行う日常生活支援」「入院や入所等契約手続き・死後事務支援など」を支援パッケージとして提供する新たな公的事業の創設をめぐっています。また、身寄りのない高齢者等の相談支援機能強化も提言しています。

しかし、すべての問題を事業（契約）に委ねればよいというわけではありません。「入院中、好きなものが食べられなくなった」「葬儀は親しい友人たちに見送ってほしい」など人と人のつながりがあれば叶えられるはずの本人の思いが、すべてを事業で解決しようとすることでそのつながりを奪ってしまうことも懸念されます。

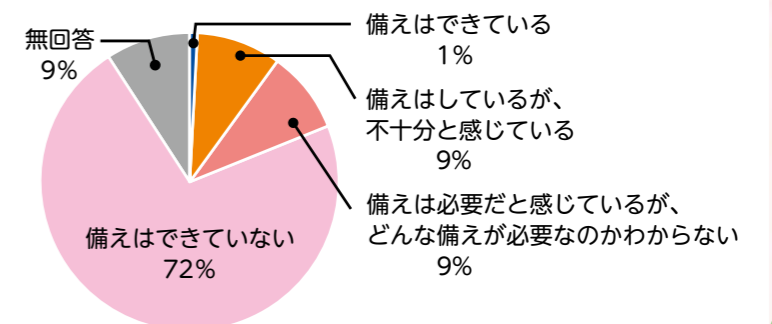
セミナー参加者からの声（一部抜粋）

- ・身寄りが無い人は困っているのではなく、困らされているという言葉が印象的でした。
- ・自分は単身で子どももおらず、きょうだいは自分より年上であり、身寄り問題は自分事である。家族や配偶者がいても先立たれたことで身寄りがなくなる場合もある。今後どのようなことが必要になるのか、真剣に考えてみたい。
- ・官民一体的に連動してしくみをつくらないと、身寄り問題は支えられないと感じました。

自分の身の回りで死後の備えに困っている人はいますか？



死後の備え（エンディングノートや死後事務委任契約などの生前整理）をしていますか？



身寄り問題を考えるセミナー 事前アンケートより

人生会議（APPC）アドバンス・ケア・プランニング（ACP）
もしものときのために、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療・ケアチームなどと繰り返し話しあい、共有する取り組み。